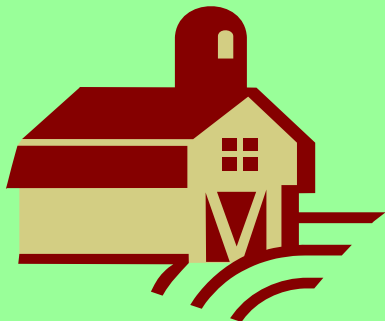


# 農業経営の幅を広げる税制特例 － 農業経営基盤強化準備金制度 －



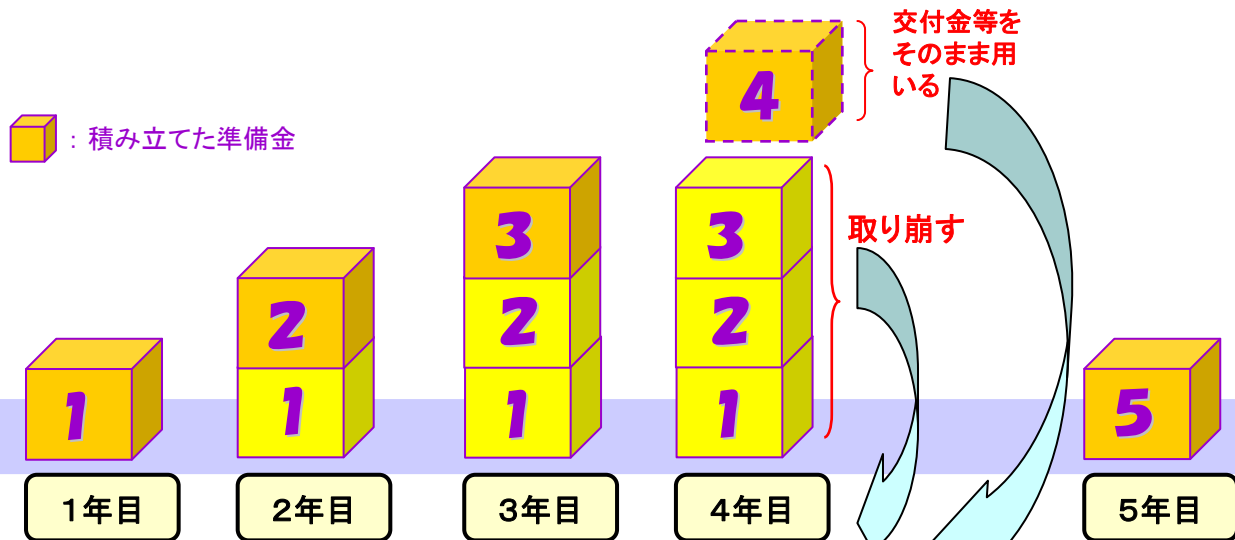
農林水産省では、農業者戸別所得補償制度や水田経営所得安定対策などに係る税制措置として、「農業経営基盤強化準備金制度」を設けていますので、本制度の内容や手続きに必要な事項についてお知らせします。

平成23年9月

農林水産省東海農政局

# 農業経営基盤強化準備金制度とは？

- 農業者戸別所得補償制度や水田経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に  
従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、当該積立額を個人は必要経費に、  
法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画等に従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領し  
た交付金等をそのまま用いて、農用地や農業用機械・施設等の固定資産を取得した場合には、  
圧縮記帳できます。



## 準備金の積立

交付金等を準備金として積み立てた場合、当該積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

(積み立てない場合は課税対象)

## 農用地や農業用機械等の取得

農用地や農業用機械等を取得した場合、

- ① 準備金取崩額
- ② 受領した交付金等の額の合計額の範囲内で圧縮記帳



交付金を投資に振り向け、経営発展！

## 特例の適用を受ける場合の注意点

- ① 特例の適用を受けるためには、確定申告の書類に農林水産大臣の証明書を添付する必要があります。証明書は農政局、地域センターで発行します。詳しくは、最寄りの農政局、地域センターにお問い合わせください。
  - ② 特例を受けようと思う担い手の方は、一定の方法で記帳し、確定申告を青色申告で行う必要があります。
  - ③ 積み立てから5年を経過したものは、順次、総収入金額(益金)に算入されます。
  - ④ 適用を受けようとする場合、それぞれの計画にこの特例によって取得を予定する農業用固定資産が記載されていることが要件となります。したがって、更なる農業経営基盤の強化を図るため、この特例を活用した新たな農業用固定資産を取得しようとする場合には、事前にこの農業用固定資産の計画への記載が必要となります。なお、計画に記載があっても、特例の適用の対象とならないものがありますので、ご注意ください。詳しくは、受付・相談窓口までご照会下さい。
    - 認定農業者(個人・農業生産法人)・・・農業経営改善計画
    - 特定農業法人(認定農業者を除く)・・・農業経営改善計画に準じた計画※
- ※ 特定農業法人(認定農業者を除く)は、農業経営改善計画に準じた計画を新たに作成し、特定農用地利用規程に添付する必要があります。

## 対象となる交付金等

### ○水田経営所得安定対策関係

- ・生産条件不利補正交付金 ・収入減少影響緩和交付金 ・作付拡大条件不利補正交付金

### ○戸別所得補償モデル対策

- ・水田利活用自给力向上事業交付金 ・米戸別所得補償モデル事業交付金

### ○農地・水・環境保全向上対策

- ・営農活動支援交付金(地方公共団体がこれと一体的に交付するものを含む)

なお、23年度から新たに、以下の交付金が対象となりました。

### ○農業者戸別所得補償制度関係

- ・畑作物の所得補償交付金 ・水田活用の所得補償交付金 ・米の所得補償交付金
- ・米価変動補てん交付金 ・加算措置(規模拡大加算、再生利用加算、緑肥輪作加算)

### ○環境保全型農業直接支援対策関係

- ・環境保全型農業直接支払交付金 ・先進的営農活動支援交付金  
(地方公共団体がこれと一体的に交付するものを含む)

## 必要経費(損金)算入限度額

### 積立時

1か2のいずれか少ない金額で積み立てた金額

- 1 積み立てる年(事業年度)に受領した交付金等のうち認定計画等に記載された農業用固定資産の取得に充てるために積み立てようとする金額
- 2 積み立てる年(事業年度)における事業所得(所得)の金額

### 取得(圧縮記帳)時

1か2のいずれか少ない金額

- 1 ①と②の合計額のうち認定計画等に基づき農業用固定資産の取得に充てた金額
  - ① 準備金取崩額
  - ② 取得した年(事業年度)の交付金等の受領額
- 2 取得した年(事業年度)における事業所得(所得)の金額

## 農業経営基盤強化準備金の効果(モデル試算例)

(所有水田:6.0ha、転作率1/3  
(米:4.0ha,麦2.0ha,大豆2.0ha) )

(単位:万円)

### 認定農業者 農林さんの場合

|                   | 特例の適用あり | 特例の適用なし |
|-------------------|---------|---------|
| 農業収入合計金額A (B+C)   | 900     | 900     |
| うち農産物販売額B         | 650     | 650     |
| うち交付金等収入額C        | 250     | 250     |
| 必要経費金額D (E+F)     | 780     | 530     |
| うち農業経費等E          | 530     | 530     |
| うち農業経営基盤強化準備金繰入額F | 250     | 0       |
| 課税対象所得金額G (A-D)   | 120     | 370     |
| 税額 (G×12%※)       | 14      | 44      |

※税率は総合課税を勘案し所得税率12%で算出。  
農外所得、各種控除は ないものと仮定し単純化。

1年間で30万円の効果

## 特例の適用の対象とならないもの

|      |  |
|------|--|
| 固定資産 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物: 農業用倉庫、従業員宿舍</li> <li>2 建物附属設備: 電気設備、給水設備、冷房暖房通風設備(温室の附属設備は対象となる)</li> <li>3 車両: 軽トラック、トラック</li> <li>4 宅地: 温室用宅地(宅地に建設する場合であっても温室本体は対象となる。農地を農地として利用する場合は対象となるが、宅地として利用する場合は対象とならない。)</li> <li>5 中古農業機械(新古農業機械を除く)</li> <li>6 農業経営改善計画に記載されているものより農業機械の性能が上下20%を超えるもの</li> </ol> |
| 経費   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業機械の改良のための経費</li> <li>2 農業機械の修理及び整備のための経費</li> </ol>   |

## 事業承継に伴う準備金の引継ぎ

相続の場合、準備金の承継が認められています。ただし、積立時から5年を経過した場合、相続した後継者が認定農業者にならなかった場合は、確定申告時に準備金が取り崩され、総収入金額に算入されることとなりますので、ご注意ください。

## 農林水産大臣の証明を受けるには

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受ける場合は、青色申告による確定申告書類に農林水産大臣の証明書を添付する必要があります。このため、事業年終了後、確定申告の前にあらかじめ農林水産大臣の証明書の交付を受けておく必要があります。

証明書の交付申請に当たっては、必要な書類を揃えて、最寄りの農政局、地域センターに提出願います。農政局、地域センターでは、提出のあった申請書及び添付資料を審査し、準備金として積み立てる計画が適切かつ実現可能と認められる場合にのみ証明書を交付します。



## 積立時の提出書類

- 農業経営基盤強化準備金の証明申請書
- 農業経営改善計画等(1ページ参照)の写し
- 農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書
- 対象となる交付金等(2ページ参照)の交付決定通知書の写し
- 前年(前事業年度)から繰り越された準備金の金額を証する書類※  
※ 繰り越された準備金がある場合にのみ必要ですので、積み立て初年度については提出不要です。



## 農用地等を取得した際の提出書類

- 農用地等を取得した場合の証明申請書
- 農業経営改善計画等(1ページ参照)の写し
- 農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書
- 対象となる交付金等(2ページ参照)の交付決定通知書の写し
- 前年(前事業年度)から繰り越された準備金の金額を証する書類※1  
※1 繰り越された準備金がある場合にのみ必要ですので、積み立て初年度については提出不要です。
- 農用地等を取得したことを証する書類※2  
※2 領収書、契約書、納品書など取得した物、金額、日付がわかる書類の写しが必要です。

※東海農政局ホームページから様式をダウンロードできます。また、証明事務の受付・相談窓口にも用意してありますので、必要な方はご連絡下さい。<http://www.maff.go.jp/tokai/seisan/ninaite/ninaiteikusei/jyunbikin.html>

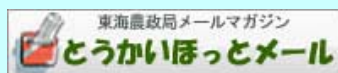
農業者戸別所得補償制度のご相談は  
東海農政局 経営・事業支援部 担い手育成課

東海農政局ホームページ

東海農政局  検索

<http://www.maff.go.jp/tokai/>

東海農政局メールマガジン「とうかいほっとメール」



<http://www.maff.go.jp/tokai/mail/>

※平成23年9月1日から相談窓口が変更になりました。

# 農業経営基盤強化準備金に係る証明事務の受付・相談窓口

|     | 機関名      | 管轄区域  | 所在                              | 担当部課等  |
|-----|----------|---|---------------------------------|--|
| 岐阜県 | 岐阜地域センター | 岐阜市 大垣市 多治見市 関市 中津川市<br>美濃市 瑞浪市 羽島市 恵那市 美濃加茂市<br>土岐市 各務原市 可児市 山県市 瑞穂市<br>本巣市 海津市 岐南町 笠松町 養老町<br>垂井町 関ヶ原町 神戸町 輪之内町 安八町<br>揖斐川町 大野町 池田町 北方町 坂祝町<br>富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町<br>東白川村 御嵩町 | 〒500-8288<br>岐阜市中鷯2-26          | 農政推進グループ<br>058-271-4407 (TEL)<br>058-274-0656 (FAX) |
|     | 高山地域センター | 高山市 飛騨市 郡上市 下呂市 白川村   | 〒506-0055<br>高山市上岡本町<br>7-479   | 農政推進グループ<br>0577-32-1155 (TEL)<br>0577-32-1156 (FAX) |
| 愛知県 | 東海農政局    | 名古屋市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市<br>津島市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市<br>稲沢市 東海市 大府市 知多市 尾張旭市<br>岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 清須市<br>北名古屋市 弥富市 あま市 東郷町<br>長久手町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町<br>蟹江町 飛島村 阿久比町 東浦町 美浜町<br>南知多町 武豊町      | 〒460-8516<br>名古屋市中区三の丸<br>1-2-2 | 担い手育成課<br>052-715-5191 (TEL)<br>052-219-1703 (FAX)   |
|     | 豊橋地域センター | 豊橋市 岡崎市 豊川市 碧南市 刈谷市<br>豊田市 安城市 西尾市 蒲郡市 新城市<br>知立市 高浜市 田原市 みよし市 幸田町<br>設楽町 東栄町 豊根村   | 〒440-0884<br>豊橋市大国町111          | 農政推進グループ<br>0532-56-3080 (TEL)<br>0532-56-3034 (FAX) |
| 三重県 | 津地域センター  | 三重県全域   | 〒514-0006<br>津市広明町415-1         | 農政推進グループ<br>059-228-3199 (TEL)<br>059-228-7056 (FAX) |

※申請書類の提出は郵送で構いませんが、書類の記載内容についての確認のために、ご連絡する場合がありますので、ご連絡先の記載漏れがないようにお願いします。

## 農業者戸別所得補償制度等相談窓口について

東海農政局では、農業者戸別所得補償制度等に関する農業者の皆様からのご質問やご相談、ご要望等を一元的に受け付け、迅速かつ統一的对応する「農業者戸別所得補償制度等相談窓口」を設置しています。

また、集落座談会等への出席要請に応じ、時間や場所にとらわれず東海農政局幹部等が出席する「いつでもどこでも担い手相談会」も実施しています。

農業者戸別所得補償制度等についての、ご質問・ご要望等がありましたら、最寄りの地域センター並びに下記の連絡先までお願いします。

連絡先：東海農政局「農業者戸別所得補償制度等相談窓口」  
TEL 052-201-7271 (内線2449) 直通 052-715-5191  
受付時間：月～金曜日（祝祭日を除く）の9:00～17:00（12:00～13:00除く）

※当パンフレット記載の受付・相談窓口は、平成23年9月1日から変更になりました。

作成：農林水産省 東海農政局 経営・事業支援部 担い手育成課 [代表]052-201-7271(内線2444)